

議 案 参 考 資 料

[令和 7 年第 1 回定例会(3 月)]

[担当課(室)係]

人 材 育 成 課 人 事 給 与 担 当
水 道 局 総 務 課 庶 務 係

議案名

議案第 4 号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案

趣旨・目的

国に準じて給与改定を行うため、所要の改正を行おうとするものです。本改正は、令和 7 年 4 月 1 日以降に適用する改正部分の改正を行うものです。

概 要

1 給料表の切替え

国に準じて 3 級(主任)以上 7 級(次長)以下については、各級の初号給を引き上げるとともに、8 級(部長)については、初号給の引上げに加え簡素な号給構成(いわゆる大きくくり化)とするものです。

2 扶養手当に係る改正

配偶者に係る手当を廃止し、子に係る手当を増額する改正を、2 年間で段階的に実施します。

	職名	現行	令和 7 年度	令和 8 年度以降
配偶者	部 長 級	3,500 円	0 円	0 円
	課長級以下	6,500 円	3,000 円	0 円
子(1 人当たり)	全 職 員	10,000 円	11,500 円	13,000 円

3 管理職員特別勤務手当(※)に係る改正

管理職員の平日深夜の勤務に係る手当の支給対象時間帯を拡大します。

現 行：午前 0 時から午前 5 時まで

令和 7 年度以降：午後 10 時から午前 5 時まで

※ 管理職員特別勤務手当とは、災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により勤務した場合に支給される手当です。

4 再任用職員への住居手当の支給

再任用職員へ住居手当を支給できるようにします。

5 水道局職員への適用

上記 1 から 4 までの改正内容を、地方公営企業法の適用を受ける水道局職員にも同様に適用します。

(施行期日：令和 7 年 4 月 1 日)

背景・経過

国においては、令和 6 年 8 月 8 日に人事院勧告が行われ、これを実施する一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案が第 216 回国会(臨時会)に提出され、令和 6 年 12 月 17 日に可決されました。

本市においては、令和 6 年度中に適用となる改正については、令和 6 年 12 月議会でご議決いただいております、本条例案は、令和 7 年 4 月 1 日以降に適用となる改正点について改正しようとするものです。

また、地方公営企業法の適用を受ける水道局職員においては、一般職の職員の改正に準じた改正を行っていることから、同様に改正しようとするものです。

参考資料

各級の初号給の引上げ

3 級の例

現行 (113 段階)	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号		112 号	113 号
	261,300 円	262,300 円	263,300 円	264,300 円	265,300 円	266,300 円		354,200 円	354,700 円
改正案 (109 段階)	—	—	—	—	1 号	2 号		108 号	109 号
	—	—	—	—	265,300 円	266,300 円		354,200 円	354,700 円